

御船町恐竜博物館における科学研究費助成事業等にかかる不正防止計画

令和3年10月1日 教育長決裁

御船町恐竜博物館科学研究費助成事業等の取扱いに関する規則第10条に基づき、助成金事業等を適正に管理し、不正の発生を防止するため「不正防止計画」を以下のとおり策定し、これを実施する。

1 助成事業等の適正な執行管理に関する事項について

御船町恐竜博物館科学研究費助成事業等の取扱いに関する規則第11条に基づき設置された助成事業等運営委員会を事業着手期、中間期、完了期に開催し、研究者からの報告により助成事業等の実態を把握し検証を行う。

2 監査体制に関する事項について

(1) 監査の対象は前年度の助成事業における全ての契約実績とする。

(2) 監査員は御船町恐竜博物館科学研究費助成事業等の取扱いに関する規則第16条に定められた事項について、会計書類等の検査を実施するとともに、使用状況等について研究者からのヒアリングを実施する。

3 研究職員の意識向上に関する事項について

(1) 最高管理責任者はコンプライアンス教育推進責任者を兼務し、研究職員及び助成金事業等に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。

(2) 研究職員及び助成金事業等に関わる全ての職員は公正研究誓約書を提出しなければならない。

(3) 公正研究誓約書を提出しない職員は、科学研究費助成事業等の管理・運営に関わることはできない。

(4) 最高管理責任者は倫理教育責任者を兼務し、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、研究倫理教育を実施し、受講の確認を行う。

4 相談窓口等に関する事項

(1) 不正行為に関わる告発や情報提供については、助成事業等運営委員会の委員長が窓口となる。

(2) 告発や情報提供を受けた委員長はその内容を整理し、最高管理責任者へ報告を行う。

(3) 外部からの相談・告発窓口については、御船町恐竜博物館のホームページで周知する

5 その他不正防止に必要な事項

研究活動における不正行為の防止等のため、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、必要な対策が生じた場合は、速やかに適切な対応を講じるとともに、常に文部科学省等からの情報提供を確認し、本計画の見直しを行うものとする。